

特定不妊治療費と一般不妊治療費があります。

(平成23年度)

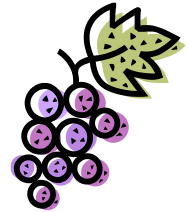
一般不妊治療費の場合は、書類が異なりますのでご注意ください。

特定不妊治療費補助金を申請される方へ

特定不妊治療費補助金交付とは

特定不妊治療（体外受精及び顕微授精）以外の方法では妊娠の見込みがないかまたは極めて少ないと医師の診断を受けた夫婦に対し、治療に要する費用の一部を補助することにより、その経済的負担の軽減を図ることを目的とする制度です。

特定不妊治療後でも一般不妊治療の申請は可能です。



特定不妊治療とは

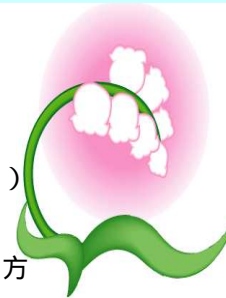
体外受精及び顕微授精による不妊治療です。ただし、次の(1)～(3)に該当するものは除きます。

- (1) 夫婦以外の第三者からの精子、卵子または胚の提供による不妊治療
- (2) 代理母（妻が卵巣と子宮を摘出したことなどにより、妻の卵子が使用できず、かつ、妻が妊娠できない場合に、夫の精子を妻以外の第三者の子宮に医学的な方法で注入して、第三者が妻の代わりに妊娠、出産するもの）
- (3) 借り腹（夫婦の精子と卵子は使用できるが、子宮摘出等により、妻が妊娠できない場合に、夫の精子と妻の卵子を体外受精して得た胚を妻以外の第三者の子宮に注入して、第三者が妻の代わりに妊娠、出産するもの）

補助対象者

次の条件すべてに該当する方

- (1) 法律上の夫婦
- (2) 夫婦またはどちらか一方が岡崎市に住民登録がある方
(岡崎市内在住の期間中に治療終了となった方が対象となります。)
- (3) 特定不妊治療以外の治療法によっては妊娠の見込みがないか、または極めて少ないと医師に診断され指定医療機関で治療を受けた方
- (4) 所得の要件



夫婦の市民税・県民税課税（所得）証明書（ ）の合計所得金額から、一律 8 万円、雑損・医療費・小規模企業共済等掛金・障がい者・特別障がい者・勤労学生控除を差し引いた額が、**730万円未満**であること

4月・5月の申請は平成22年度（平成21年分）

6月～3月の申請は平成23年度（平成22年分）

市民税・県民税課税（所得）証明書は、市役所東庁舎 1階税証明窓口、3階市民税課及び各支所で交付されます。岡崎市では用途（不妊治療費補助金）を記載すれば、交付手数料は無料になります。

- (5) 夫婦共に国民健康保険または社会保険等に加入している方

補助の額と補助対象期間

1 夫婦につき 1 回の上限 15 万円、申請回数は 1 年度目に限り 3 回、2 年度目以降は各年度 2 回までとし、**通算 5 年度、計 10 回までを補助。**

ただし、前の住所地で既に補助を受けている場合は、その補助金額・期間を含みます。

申請期日

治療期間の終了日が平成 23 年 4 月 1 日～平成 24 年 3 月 31 日までの方
平成 24 年 4 月 2 日までに申請してください。

治療終了後、速やかに申請してください。

また、年度に複数回申請する場合も、1 回の治療ごとに申請してください。

申請書類等

岡崎市不妊治療費補助金交付申請書

岡崎市特定不妊治療費助成事業受診等証明書（指定医療機関で証明してもらったもの）

医療機関発行の領収書とそのコピー

健康保険証 夫婦 2 人分

印鑑

申請者又は配偶者名義の振込先口座番号の分かるもの

市町村民税の課税（所得）証明書 夫婦 2 人分（詳しい控除額の内容が分かるもの。市役所で発行）

・平成 23 年 4 月・5 月の申請 平成 22 年度（平成 21 年分）

・平成 23 年 6 月～平成 24 年 3 月の申請 平成 23 年度（平成 22 年分）

ただし、平成 23 年 1 月 1 日（4 月・5 月の申請は平成 22 年 1 月 1 日）時点で岡崎市に住民登録があり、申請者の同意の上で保健所が確認可能な場合は省略できます。

その他

夫及び妻が同一世帯でない場合 _____

法律上の婚姻関係にあることを証明できる戸籍謄本または外国人登録原票記載事項証明書など続柄の分かる書類

申請と補助の流れ

申請書類を岡崎市保健所へ提出

審査

補助の可否及び金額決定 郵送で通知 補助金振り込み

（申請から補助金振り込みまで、2 か月程度かかることがあります。）

問い合わせ先

申請手続きなど、わからないことがありましたらご相談ください。

岡崎市保健所 健康増進課 母子保健 2 班

電話 0564 - 23 - 6180

FAX 0564 - 23 - 5071

